

2 年度

債務負担行為見積書

局名 **スポーツ局** 所属名 **スポーツ課** (直通 045-285-0795) (単位 千円)

事項	相模湖漕艇場指定管理費	

	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
見積額	37,991	平成30年度 ～ 令和元年度	2,705	令和2年度 ～ 令和3年度	35,286	-	-	388	34,898

査定額	37,991	平成30年度 ～ 令和元年度	2,705	令和2年度 ～ 令和3年度	35,286	-	-	388	34,898
-----	--------	----------------------	-------	---------------------	--------	---	---	-----	--------

事業概要等

1 事業の概要

県立スポーツ施設である相模湖漕艇場については、平成18年4月より地方自治法第244条の2に基づき指定管理者制度を導入しており、令和2年4月1日から令和4年3月31日まで指定管理期間を2年間延長するため、延長に伴う増額分について、債務負担行為を設定する。

また、2キロメートルコース整備及び消費税率の引上げに伴う増額分について、債務負担行為を設定する。

2 限度額の積算内訳

年度	指定管理料	財源内訳	
	相模湖漕艇場	特定財源	一般財源
H30	-	-	-
R元	2,705	-	2,705
R2	17,836	194	17,642
R3	17,450	194	17,256
計	37,991	388	37,603

【調整の内容】

要求どおり計上。